

- ▽七〇四〇〇円／二月一日
- ▽一七〇八〇円／一月二九日
- ▽三〇〇〇〇円／十二月二六日
- ▽四三二六円／一月五日
- ▽四万七八一三円／一月十三日
- ▽三万円／一月十九日
- ▽二万円／一月二二日
- ▽二〇〇〇円／一月二二日
- ▽一万七四一円／一月二九日
- ▽一万七〇八〇円／一月二九日

# 町の動き

町政のさまざまな動きをお知らせします。

善意の寄附を  
あひがひにむすぶ

社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立させていただきます。ありがとうございます。

- ▽一六三七円／十二月二四日 傾聴ボランティア「なごみ」
- ▽三〇〇〇円／十二月二六日 匿名
- ▽四三二六円／一月五日 萩島詔
- ▽四万七八一三円／一月十三日 弦巻一枝
- ▽三万円／一月十九日 匿名
- ▽二万円／一月二二日 埼玉縣信用金庫
- ▽二〇〇〇円／一月二二日 グラウンドゴルフ「花」
- ▽一万七四一円／一月二九日 株式会社ヤオコー三芳藤久保店
- ▽一万七〇八〇円／一月二九日 ボランティアグループ「手と足の会」

●国民健康保険からのお知らせ  
70歳から74歳の人の医療費の窓口負担1割の人は、平成20年4月から2割負担に見直されることになっていましたが、1年間据え置きかれ、さらに21年度（4～3月）も引き続き1割に据え置かれることになりました。

このため、高齢受給者証の表記が変更になり、新しい高齢受給者証を3月中にお送りします。  
4月1日以降に医療機関等で受診される際には、必ず新しい高齢受給者証を使用してください。

お送りする高齢受給者証の一部負担金割合欄には「2割（平成21年7月31日まで）1割」と表示されています。これは8月以降の負担割合は、平成21年度の住民税課税所得と収入により決められることになっているからです。

●ハワイアンフラ教室  
アロハ自然と共生するロハスな生活への一歩を始めませんか!!

ご要望にお応えして、4月から「ハワイアンフラ教室」を3クラスに増設し、夜の教室もはじめます。

【日程】  
①昼の初心者入門教室 毎週金曜日、午後1時30分～（60分）  
②経験者の初級教室 毎週金曜日、午後3時～（60分）  
③夜の初心者入門教室 毎週金曜日、午後7時～（60分）

【場所】 総合体育館  
【講師】 レイフルマモ風間  
【受付開始】 3月10日（火）、午前9時～ 各教室とも先着30名程度

【料金】 1期分六〇〇〇円（3か月12回分）  
※受講料は各期開始1週間前までに一括納入。

【申込み・問い合わせ】 スポーツ振興課（総合体育館内）（月曜休館）  
☎258-10311  
FAX 258-10292

## 国民年金 老齢基礎年金の繰上げ請求と繰下げ請求

老齢基礎年金は、65歳からの受給が原則ですが、希望によって60歳から64歳までの間に繰上げて減額した年金を受け取ることができます。また、希望により老齢基礎年金を66歳以降に繰下げて、増額した年金を受け取ることもできます。繰上げ請求や繰下げ請求をしたときの支給率は下表のようになります。

なお、決定された支給率は生涯変わりません。また、繰上げ請求をした場合、その後は障害基礎年金が請求できないなどの給付制限があります。請求の取消や請求時期の変更はできませんので、十分検討したうえで請求してください。

50歳以上の方は、社会保険事務所や年金相談センターで年金額の試算ができますので、お気軽にご相談ください。（申込時点で受給資格がある人に限る。）

昭和16年4月1日以前に生まれた人 (支給率が年単位で変わります)	昭和16年4月2日以降に生まれた人 (支給率が月単位で変わります)
60歳 5.8%	70～75歳 5%
61歳 6.5%	76～81歳 5%
62歳 7.2%	82～87歳 5%
63歳 8.0%	88～93歳 5%
64歳 8.9%	94～99歳 5%
65歳 10.0%	100歳 10.0%
66歳 11.2%	108.4～116.1%
67歳 12.6%	116.8～124.5%
68歳 14.3%	125.2～132.9%
69歳 16.4%	133.6～141.3%
70歳 18.8%	142%

繰上げ支給率 (%) = 100 - (0.5 × 繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数)

繰下げ支給率 (%) = 100 + (0.7 × 65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数)

【問い合わせ】 所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0170  
住民課国保年金係 内線153～156

## 犬の飼い主のみなさんへ～集合狂犬病予防注射のお知らせ～

犬の飼い主には、「犬の登録をすること」と「犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせること」が狂犬病予防法により義務付けられています。

狂犬病は、人を含めたほ乳類に感染し、発症すれば治療はなく、死亡率は、ほぼ100%です。狂犬病は世界中のほとんどの国や地域で発生し、毎年5万人以上が狂犬病で死亡しています。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは狂犬病予防法によりすべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。海外から狂犬病を侵入させないためにも飼い犬には必ず年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。

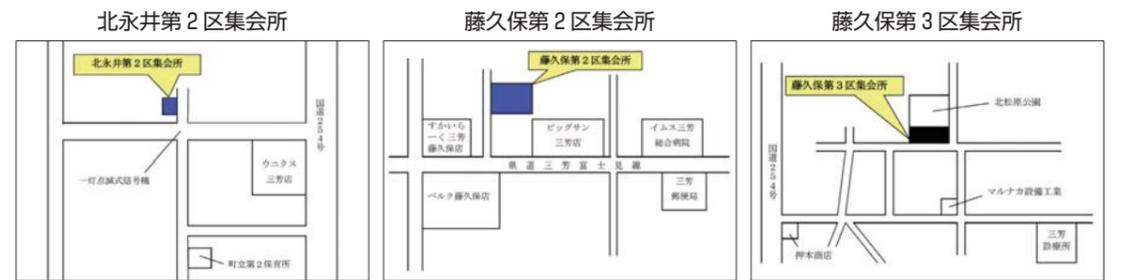
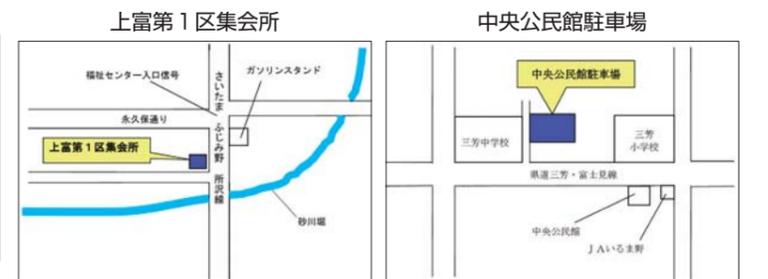
町では、多くの飼い犬に狂犬病予防注射を受けていただくために、下表のとおり集合狂犬病予防注射を実施いたします。三芳町内で犬をお飼いの方は、お近くの会場で狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせてください。会場では、狂犬病予防注射だけでなく、犬の登録も同時に受け付けますので、まだ犬の登録をしていない場合は、この機会に登録を済ませてください。また集合狂犬病予防注射は、雨天でも実施いたします。

なお、都合により下表の会場で飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせられない場合は、必ず動物病院で獣医師に狂犬病予防注射を打ってもらってください。そして、動物病院が発行する「注射済証明書」を自治環境課環境衛生係窓口を持参し、注射済票の交付を受けてください。

### ●日時・会場

期 日	時 間	会 場
4月13日(月)	10:00～11:30	上富第1区集会所
	13:00～14:30	中央公民館駐車場
4月14日(火)	9:30～11:30	北永井第2区集会所
	13:00～14:30	藤久保第2区集会所
4月15日(水)	9:30～10:30	藤久保第3区集会所
	11:00～12:00	藤久保第4区第2集会所
	13:20～14:30	竹間沢第1区集会所

\*各会場については、地図を参照してください。



### ●手数料（1頭につき）

#### ◇登録済の犬の場合

登録料	注射料	注射済票代	合計
0円	2,750円	550円	3,300円

#### ◇未登録の犬の場合

登録料	注射料	注射済票代	合計
3,000円	2,750円	550円	6,300円



### ●集合狂犬病予防注射に関してのお願い及び注意点

- ①犬の体を清潔にし、犬の首輪が抜けないようにして、必ず犬をおさえられる人が連れてきてください。
- ②体調に異常のある犬は、必ず事前に申し出てください。
- ③獣医師による問診で、注射を見合わせる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ④1ヶ月以内に他の予防注射を受けた犬は注射を受けられませんのでご注意ください。
- ⑤海外に犬を連れて行く予定のある方、または既にマイクロチップを装着されている方は、注射の前に必ず申し出てください。
- ⑥まれに注射による副作用が起こる場合があります。注射に際しては犬の体調に十分留意してください。
- ⑦他市区町村より転入した犬（登録済の犬に限る）が注射を受ける場合、事前に鑑札を持参のうえ自治環境課環境衛生係の窓口で登録事項変更の届出をしてください。
- ⑧犬の登録に変更があったとき（犬の所有者が変わった・犬の所在地が変わった・飼い主の住所が変わった）は、町への登録事項変更届出が必要です。
- ⑨犬が死亡したときは、町への死亡届が必要です。

問い合わせ 自治環境課 (内線262) FAX274-1053 所沢保健所 ☎04-2922-2167